

## 平成31年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）日程

日 時：平成31年2月18日（月）13時15分～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

### 1. 開会宣言

### 2. 会議録署名人の指定

### 3. 会議事項

#### （議決事項）

議案第1号 茂原市学校再編審議会委員の委嘱について

議案第2号 平成31年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

議案第3号 茂原市立学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）の策定について

議案第4号 茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めるよう市長に申し入れることについて

議案第5号 茂原市指定文化財の指定について

#### （報告事項）

1 平成30年度3月補正予算の要求について

2 平成30年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰者の追加決定について

3 行事の共催、後援及び協賛について

4 平成31年第3回（3月臨時会）、第4回（3月定例会）及び第5回（4月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

5 その他

### 4. 閉会宣言

#### （会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第5号は原案どおり可決されました。

## 茂原市教育委員会会議録

平成31年第2回（定例会）

- 1 期日 平成31年2月18日（月）  
開会 午後1時15分  
閉会 午後1時55分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
教育長 内田 達也  
教育長職務代理者 齋藤 晟  
委員 安藤 明子  
委員 高貫 裕一郎  
委員 高仲 輝夫
- 4 出席職員  
教育部次長（教育総務課長） 齋藤 洋士  
学校教育課長 村澤 昭憲  
生涯学習課長 佐久間 尉介  
体育課長 山本 茂樹  
中央公民館長 岡田 公一  
美術館・郷土資料館長 三階 英幸  
東部台文化会館長 中澤 浩子  
学校教育課主幹 金坂 暁  
教育総務課長補佐 川崎 弘道  
教育総務課総務係長 東間 諭
- 5 欠席職員  
教育部長 久我 健司
- 6 署名人の指定  
委員 安藤 明子  
委員 高仲 輝夫
- 7 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、平成31年第2回茂原市教育委員会会議(定例会)を開会します。  
本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。本日の会議録署名人は、「安藤委員」と「高仲委員」を指定いたします。  
これより会議事項に入ります。本日は、議案が5件となっております。  
それでは、議案第1号「茂原市学校再編審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

齋藤 教育部次長 : 議案第1号「茂原市学校再編審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。  
本案は、茂原市学校再編審議会条例第3条及び第4条第2項の規定に基づき、茂原青年会議所より委員の変更の申し出があったため、秋葉宗一郎氏を新たに委員として委嘱するものでございます。任期につきましては、前任の残任期間とな

- り、平成31年4月30日まででございます。
- 以上、ご審議の程よろしくお願いいいたします。
- 内田教育長 : それでは、議案第1号について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。それでは、議案第1号について採決に入ります。  
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第1号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第2号「平成31年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について」説明をお願いします。
- 齋藤 教育部次長 : 議案第2号「平成31年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について」ご説明申し上げます。  
本案は、平成32年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の7市町村教育委員会が、教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各教育委員会会議の議決を経る必要があるため、協議会規約の制定の承認をいただくものでございます。規約の制定は、平成27年度から年度ごとの規約となり、教育委員会会議において、毎年度、ご承認をいただくこととなっております。これは、教科用図書採択のより一層の適正化を図ることを目的としております。なお、規約の内容につきましては、前年度からの変更はなく、題名及び施行期日中の年度を平成30年度から平成31年度に改めるものとなっております。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいいたします。
- 内田教育長 : それでは、議案第2号について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について採決に入ります。  
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第3号「茂原市立学校に係る部活動の方針(部活動ガイドライン)の策定について」説明をお願いします。
- 齋藤 教育部次長 : 議案第3号「茂原市立学校に係る部活動の方針(部活動ガイドライン)の策定について」ご説明申し上げます。  
本案は、平成30年3月の教育委員会会議におきましてご報告しました「茂原市立中学校部活動ガイドライン(暫定版)」を基に、その後示されましたスポーツ庁、文化庁及び千葉県のそれぞれが策定した「部活動のガイドライン」に則り、「茂原市立学校に係る部活動の方針(部活動ガイドライン)」を策定するものでございます。これによりまして、適切な運営のための体制を整えたり、部活動の活動時間の目安や平日、土日に休養日を設けたりすることで、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するとともに、教員の働き方改革を進め、教員の負担軽減を図ることができるものと考えております。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいいたします。
- 内田教育長 : それでは、議案第3号について質疑をお願いします。  
高仲委員 : ガイドラインの文言について、主語と語尾の表現に注目して読み込んだのです。そうすると、主語が「校長は」となっているところと、「顧問は」となっているところと、「教育委員会は」というような文言の主語が3種類出ているのです。末尾表現は「配慮する」とか、このように「進めてください」という、あまり拘束力のないような、心構えとしてというような表現になっています。「教育委員会は」の主語の部分が3か所出てくるのですが、3ページの一番下の「地域との連携等」の中で、「部活動指導員」それから「外部指導者」という表現が出てきます。この違いはどういうことなのでしょう。部活動指導員の位置付け、業務内容等々含めて違いを説明していただきたいのですが、お願いします。
- 村澤 学校教育課長 : ご指摘のあった「外部指導者」と「部活動指導員」ですが、「外部指導者」については、現在も各中学校でそれぞれ指導をしていただいている方々がすでにおりますので、その方を指して「外部指導者」としております。  
「部活動指導員」というのは、文部科学省から示されたもので、部活動に対して大会に引率が出来るといった権限を持った指導員ということで、県もモデル地区を指定して推進しようとしているところであります。今、県とモデル地区と

- してできないか検討しているところでありますので、そういったところで文言を変えて書かせていただいた経緯がございます。
- 高仲委員 : そうなると、「外部指導者」は主に技術指導でしょうか。それから「部活動指導員」となると、技術指導については共通だけれども、それ以外の位置付けは学校の非常勤職員になってくるのでしょうか。それから、活動計画や活動報告をつくることまで求めるのでしょうか。また、安全指導、生徒指導も含めた指導になってくるという捉え方で、かなり責任が重いように思いますが、いかがでしょうか。
- 村澤  
学校教育課長 : 昨年度にお示した部活動ガイドラインの暫定版については、部活動顧問の役割ということで示させていただいたところです。今回、ガイドラインを策定する中で、3の「学校及び顧問の役割」ということで、特に学校、それから教育委員会、それから顧問というところで、はっきりと文言を入れてきたところがあります。その中で、部活動指導員についての要綱は、これから策定する予定であります。そうなってくると、今のところは顧問が活動計画などを作成していくものとして捉えております。部活動指導員については、要綱を定めて運用していきたいと思っております。
- 高仲委員 : 分かりました。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- 安藤委員 : 例えば、野球部だとしたら、監督またはコーチがいると思うのですが、「部活動指導員」と「外部指導者」のどちらに当たるのでしょうか。
- 村澤  
学校教育課長 : 「外部指導者」は、部活動に対しての責任的なところというのは今のところ発生しない、技術的な指導ですとか、各学校が地域の方と一緒に子どもたちのために指導していただいているところですので、「外部指導者」が監督やコーチになるということは、今のところ想定はしておりません。
- ただ、「部活動指導員」の場合については、これから権限が付いてきますから、部活動の中でこういった位置付けをしていくのかということもこれから要綱を設けて、国の法律も変わっていますので、ある程度の責任や権限を持たすことができるのではないかと考えております。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。
- 安藤委員 : はい、ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- 高貫委員 : この部活動ガイドラインは、学校内だけで配られるものなのでしょうか。それとも、保護者向けにも配られるのでしょうか。
- 村澤  
学校教育課長 : ガイドラインを策定した後、4月からの施行に向けて概要版を作成して、各学校を通じて保護者に配布して周知をしていきたいと思っております。
- 高貫委員 : この中で1つ気になる表現があるので、それについてお伺いしたいのですが、3ページの「(5)環境の整備」の「ア 生徒のニーズを踏まえた部の設置」と書いてあって、その中で「生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことも考えられる」とありますが、これは学校に子どもがやろうと思う部活動がない場合に、その活動を支援するために部活をつくるということも考えるというような表現なのではないでしょうか。
- 村澤  
学校教育課長 : 子どもたちのニーズがあるからといって、いろいろな部活をつくるということではなくて、既存の部分で、例えば、何とか存続をしたいとか、あるいは人数が減ってきてサッカーや野球が単独の学校で参加が出来ないというチームもいろいろなところで生じてきていますので、そういった時に他の学校と一緒に合同チームをつくったりするということを想定して、ニーズということで捉えているところでもあります。ですから、もともとない部活については、ニーズがあるからといって、この部活もこの部活もということ想定してニーズとしているのではないというところでもあります。
- 高貫委員 : ありがとうございます。そうであればそれが良いと思うのですが、先ほど保護者にも配るのか聞いたのは、こういうところだけを良いように解釈されてしまうと、そういうことにも繋がるかと思いましたので、配る場合には、その辺は気を付けた方が良くと思います。
- 村澤 : はい。

- 学校教育課長  
内田教育長  
高仲委員
- ： 他にありませんでしょうか。
- ： 確認の意味で、ガイドラインですから、どちらかという1つの目安、紳士協定みたいなもので、これを守っていきましょうということによろしいのですよね。例えば、活動時間が2時間、3時間、時には振替をして、子どもたちの健康に注意してくださいという意味合いで、これをちょっとオーバーしたからといって何をやっているのだというようなことではないですよ。校長先生あるいは顧問の先生にもう一度見直してもらって、一緒にやってみようということであれば良いのかなと思っています。期待したいと思います。
- 村澤
- ： ありがとうございます。
- 学校教育課長  
内田教育長  
高貴委員
- ： 他にありませんでしょうか。
- ： 5ページの「おわりに」という中で、「本ガイドラインをもとに、教育委員会や関係機関、学校、生徒や保護者、また、関係団体や地域等が知恵を出し合い、部活動に対する意識を変えながら、持続可能な部活動の体制を構築していく必要があります」とあるのですが、これは例えば、協議会というか、学校単位でそういうものを立ち上げるというようなことを考えているのでしょうか。
- 村澤
- ： 特に学校にそのような協議会的なものを立ち上げることを勧めるというような内容ではありません。今、中学校ですと部活の後援会等もありますので、そういった中で、学校や子どもたち、それから地域、保護者、そういった方々のいろいろな意見を出して、今、問題になっているのが教職員の働き方改革ですとか、あるいは部活動によっては体罰ですとか、そういったところがどうしてもクローズアップされていきますから、そういうことのないようにこれから皆でいろいろな考えを持ちよって進めていこうというような意味合いで書かせていただきました。
- 高貴委員  
内田教育長  
齋藤委員
- ： ありがとうございました。
- ： よろしいでしょうか。
- ： 中学校の部活動というのは、子どもたちのためには非常に役に立つ大切なものだと思います。しかしながら今の働き方改革ではありませんけれども、このガイドラインも今までの図式の上に成り立っていると私は理解しているのですが、部活動を学校と切り離すという考え方というのはありませんか。
- 村澤
- ： 部活動は課外活動の中で、教育課程の中に位置付けられている部分がありますので、切り離すということは現段階では難しいのかなと考えております。
- ただ、例えば小学校ですと、それぞれ地域の中にスポーツ少年団があって、そこに加入してやっていきたいというお子さんもいれば、中学校でもクラブに所属して、専門的な知識を持って活動していきたいというお子さんもいます。そういったお子さんは、二重登録になってしまう関係で、実際には同じ部活動に所属ができないことになっているので、いろいろな考え方が今は出てきていますから、これからはいろいろな立場の人たちが考えて、子どもたちのためにどういった環境、どういったステージを用意してあげれば良いのかということを考えていかなければいけない問題ではないのかなと捉えております。
- 齋藤委員  
内田教育長
- ： はい、結構です。
- ： 今のご質問だと、先ほどの「おわりに」のところにも「長期的には、学校単位の部活動から、地域単位の部活動も視野に入れた体制づくりが考えられます」ということが書いてあって、理想的にはそのようになれば良いと思うのですが、なかなか難しいところだと思います。
- 齋藤委員  
内田教育長
- ： 何か脱却しきれないという感じが非常にあると思います。
- ： 総合型地域スポーツクラブなど、そういうものが充実してくればと良いと思います。
- 齋藤委員
- ： 何かいろいろと模索はしているのですが、これといった結論が出ない。発展途上ですよ。
- 高仲委員
- ： 先ほど学校教育課長が言われていた「切り離すのは難しいところがある」というのは、今、学校の部活で頑張る子と、専門的な指導者の下でクラブに所属する子と分かれてきています。自分をもっとハイレベルな技術を身につけたいという子どもたちはクラブチームに行く。ところが、仲間づくりや一緒に普段生活し

ている選手と生活して、ある程度楽しみもある。そこも切り離せないところがある。クラブチームは会費を払って技術を身につけていく。学校は公的機関ですから、その辺は熱心な指導者の下で一生懸命やろうという、その位に分かれていくのかなという気がします。それから一番の問題は少子化の問題で、これからどんどん減っていきますから、今のところ野球チームが組めないところは、こっちの中学校とこっちの中学校が一緒になって9人で何とか出られるというシステムにしているのだけれども、今後、5年、10年すると、3つ、4つの学校が一緒になってというようなことは考えられます。そうすると地域でということになっていくのかなというような気がします。

- 内田教育長 : それでは、他になければ、議案第3号について採決に入ります。  
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第4号「茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めるよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。
- 齋藤  
教育部次長 : 議案第4号「茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めるよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。  
連合婦人会活動事業にかかわります補助金につきましては、「茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱」に基づいて交付しておりますが、平成31年3月末で「茂原市連合婦人会」が解散することに伴い、所要の改正を行うものでございます。  
参考資料の新旧対照表をご覧ください。下線のある部分が改正する個所となります。まず別表でありますが、2ページにあります「女性の社会参加に関する事業」の「連合婦人会活動事業」を削ります。また、補助対象事業を女性に限らず成人全般とするため、1ページにございます第3条に定める補助事業を「女性の社会参加に関する事業」から「成人教育に関する事業」に変更するものでございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは、議案第4号について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。なければ、議案第4号について採決に入ります。  
議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第4号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第5号「茂原市指定文化財の指定について」説明をお願いします。
- 齋藤  
教育部次長 : 議案第5号「茂原市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。  
平成30年12月19日に開催されました教育委員会会議におきまして、「人車」及び「お水かけと弥勒踊り」の茂原市文化財指定の諮問についてご承認を得たところでございます。このことを受けまして、平成31年1月31日に開催されました文化財審議会での審議の結果、茂原市指定文化財として指定することに「異議はない」との答申を得ましたので、この2件を茂原市指定文化財として指定しようとするものでございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは、議案第5号について質疑をお願いします。
- 齋藤委員 : 指定文化財になると、どういうメリットがあるのでしょうか。例えば、助成金が出るとかあるのですか。
- 佐久間  
生涯学習課長 : 管理費用といたしまして5,000円の補助をさせていただいております。  
それから、工事、修繕等をする場合に、県の補助金を利用することができるようにこちらの方でも配慮するような形を取らせていただいております。
- 齋藤委員 : あと、PRするような雑誌には掲載されるのですよね。
- 佐久間  
生涯学習課長 : おっしゃるとおりでございます。私どもの方でその部分のところに関しましては、一つ一つ載せてございます。
- 齋藤委員 : はい、ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。  
なければ、議案第5号について採決に入ります。  
議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第5号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。次に、報告事項に入ります。
- 齋藤 : 報告事項1「平成30年度3月補正予算の要求について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : 報告事項1「平成30年度3月補正予算の要求について」ご説明申し上げます。この内容は、2月20日の水曜日に開会いたします定例市議会に提出する予定であることをご承知おきください。内容についての取扱いにつきましては、ご注意いただきたいと思っております。
- それでは資料の方をご覧ください。この度の補正におきましては、歳入では12億8,029万6千円、歳出におきましては235万3千円をそれぞれ増額補正し、繰越明許費として12億9,703万4千円を提出してございます。
- 次に、参考資料をご覧ください。まず1ページの歳入でございしますが、1の教育総務課では、各小中学校と幼稚園の空調設備設置工事及びブロック塀等転倒対策工事にかかる国からの補助金を増額補正し、また、ふるさと納税による寄付金、12月末現在におきましては261件、7,393,688円でございますが、寄付の用途を学校等施設建設・改修事業とした分について、今後の見込を含め増額補正するものでございます。また、各小中学校と幼稚園の空調設備整備事業及びブロック塀等対策整備事業に伴う義務教育施設債の増額補正を行います。
- 次に、2の学校教育課におきましては、就園奨励費の支給対象者が減少したことにより、国の補助金が減ることから減額補正いたします。
- 次に、3の美術館・郷土資料館では、ふるさと納税による寄付金、これは12月末現在では4件で170,000円でございますが、寄付の用途を美術品等取得事業とした分について、今後の見込を含め増額補正するものでございます。
- 続きまして、2ページの歳出でございしますが、1の教育総務課では先ほどの歳入の寄付金相当額について、今後、学校施設整備を計画的に図っていくために学校等施設建設改修基金に積み立てるものでございます。
- 次に、2の学校教育課では、施設設備維持管理費として小学校の光熱水費と電話料に不足が生じたことにより増額補正し、教育補助費の就学援助費補助金と幼稚園就園奨励費補助金については、それぞれ支給対象者が減少したことにより、減額補正を行うものでございます。
- 次に、3の美術館・郷土資料館では、先ほどの歳入の寄付金相当額について、美術品等取得基金に積み立てるものでございます。
- 最後に3ページの繰越明許費になります。市の会計は、会計年度独立の原則といたしまして、各会計年度における歳出には、その年度の歳入を充てなければならないという原則がありますが、その例外として繰越明許費があります。何らかの事情でその年度内に終了することができない経費について、特別に翌年度1年間に限り繰越して使用することができるものでございます。今回の小中学校と幼稚園の空調設備設置工事にかかる工事監理委託料と空調設備設置工事費について、平成30年12月補正予算で増額補正した設計委託料と合わせて翌年度に繰り越し、平成31年度内に設置が完了するよう実施してまいります。
- 説明は以上となります。よろしくお願いたします。
- 内田教育長 : それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。
- 高貴委員 : 2ページの「9-4-1-06 教育扶助費」で、幼稚園就園奨励費補助金が730万4千円減ということで、結構大きい金額だと思うのですが、対象者が少なかったということですが、何名位だとこの位の金額に相当するのかわせていただければと思います。
- 村澤 : 今、手元に資料がないのですが、この就学奨励費につきましては、第1子、第2子、第3子でそれぞれ補助金額が違っております。ですので、その第1子、第2子、第3子の人数によって、執行額も異なってきますので、そちらの読みが少し上回っていたというようなところがありますので、それで今回減額をさせていただきました。
- 高貴委員 : はい、分かりました。ありがとうございます。
- 齋藤委員 : 最近、学校で随分大きな木が切られています。また、空調設備を入れる。ブロック塀を直す。こういったことは業者がやるのですが、その業者の選定はどのようにするのですか。

- 齋藤 教育部長次長 : 大きい工事につきましては、130万円以上だと入札で行っております。委託では、50万円以上が入札となってきます。
- 齋藤委員 : 例えば、学校のプールで消毒液を使いますが、それはどうするのですか。
- 村澤 学校教育課長 : 学校のプールは、塩素で殺菌をするのですが、あらかじめ各学校に配分予算として、消耗品あるいは管理費とそれぞれ配分した予算がありますので、その中で学校が執行していくことになります。
- 齋藤委員 : 校長が決めているということですか。
- 村澤 : そうです。
- 学校教育課長
- 齋藤委員 : はい、結構です。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- 安藤委員 : 繰越明許費にエアコン設置の費用や工事費用などが入るようですが、工事を始める見込みはいつ頃からなのでしょう。
- 齋藤 教育部長次長 : 工事につきましては、設計が終わってからになります。今、考えているのは、設計が終わって、その後に製品等を発注して、それから行うということと、金額が大きいので市議会の議決案件となります。議決を得る時期は、9月議会になる見込みですので、9月議会が終わってから工事の発注ということになります。年度内には工事を終えるということで考えています。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。
- 安藤委員 : はい。
- 内田教育長 : 他にありますか。  
それでは次に、報告事項2「平成30年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰者の追加決定について」説明をお願いします。
- 齋藤 教育部長次長 : 報告事項2「平成30年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰者の追加決定について」ご報告いたします。  
お手元の資料の裏面をご覧ください。34番目の体育一般で、全日本ユースライフセービング選手権大会におきまして全国3位に入賞していることが、体育課からの報告がありましたので追加で決定し、本日表彰いたします。今年度は、学芸部門では小学生22名、中学生5名の計27名、体育部門では小学生5名、中学生1名、一般1名の計7名、全体で34名の表彰となります。  
よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : それでは報告事項2について、ご質問等ありましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。  
それでは次に、報告事項3「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 齋藤 教育部長次長 : 教育委員会で共催、後援又は協賛を決定した行事についてご報告いたします。  
平成31年1月に決定した行事は、「共催」につきましては学校教育課で1件、「後援」につきましては生涯学習課で1件、「協賛」につきましては生涯学習課で2件、美術館・郷土資料館で1件、合計5件でございました。  
よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : それでは報告事項3について、ご質問等ありましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。  
それでは次に、報告事項4「平成31年第3回(3月臨時会)、第4回(3月定例会)及び第5回(4月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 齋藤 教育部長次長 : 第3回から第5回までの茂原市教育委員会会議の日程についてご報告いたします。  
第3回の3月臨時会につきましては、3月8日の金曜日、15時より開催いたします。県費負担教職員のうち校長及び教頭先生の任免その他の進退に関する内申の人事案件が議決事項となります。次に、第4回の3月定例会につきましては、3月20日の水曜日、15時より開催いたします。なお、この日は会議前の13時15分より平成30年度の第2回総合教育会議を予定してございます。また、第5回の4月定例会につきましては、4月24日の水曜日、15時より開催いたします。教育委員会会議及び総合教育会議につきましては、いずれもこちらの9階会議室で行います。  
よろしく願いいたします。



内田教育長 : 会議日程について、よろしいでしょうか。  
各委員 : はい。  
内田教育長 : それでは日程については、そのようにお願いいたします。  
その他報告がありましたら、お願いします。  
なければ、以上で第2回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月8日

教育長 内田 達也

署名委員 安藤 明子

署名委員 高仲 輝夫